

一時避難場所及び防災備蓄品保管に関する協定書

志摩市(以下「甲」という。)と第四管区海上保安本部鳥羽海上保安部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定書は、志摩市内に大規模な地震や津波等が発生し、又は発生するおそれがある場合における市民等の一時避難場所及び防災備蓄品の保管に関し、乙の管理する施設を使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 甲は乙が管理する次に掲げる施設を、市民等避難者の一時避難場所及び防災備蓄品の保管場所として使用するものとする。

(1)名称 大王埼灯台(敷地を含む)

(2)所在地 三重県志摩市大王町波切字城山54-3

(3)管理者 第四管区海上保安本部鳥羽海上保安部

2 甲は乙が管理する次に掲げる施設を、防災備蓄品の保管場所として使用するものとする。

(1)名称 安乗埼灯台(敷地を含む)

(2)所在地 三重県志摩市阿児町安乗字小山795

(3)管理者 第四管区海上保安本部鳥羽海上保安部

3 甲は、第1項に規定する施設に避難者が避難した際に使用する必要な用具等を設置し、又は前2項に規定する施設に防災備蓄品を保管する場合は、乙の了承の下に行うものとする。

4 乙は、第1項及び第2項に規定する施設の出入口扉の鍵を予め甲に貸与するものとし、甲は、貸与された鍵を適正に管理するものとする。

(使用期間)

第3条 第2条第1項の対象施設の一時避難場所としての使用期間は、緊急に避難が必要な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある時から、甲及び避難者が一時避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

(目的外使用の禁止)

第4条 甲及び避難者は、対象施設を第2条第1項又は第2項に規定する目的以外の使用はしないものとする。ただし、甲が事前に乙の了解を得て行う避難訓練においては、この限りではない。

(原状回復義務)

第5条 甲は、第3条の規定による使用期間を終えたときは、一時避難場所を原状回復しなければならない。ただし、地震、津波等の災害により損傷した部分については、この限りではない。

2 前項の場合にあつては、避難者が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所がある場合は、その回復に要する費用の負担については、甲が行うものとする。

(利用者責任)

第6条 乙は、一時避難場所に避難者が避難した場合に、対象施設内において発生した事故等に対する責任について、乙に重大な過失がない限り一切負わないものとする。

(津波等避難場所の表示及び公開)

第7条 甲は、一時避難場所の使用箇所等を確認した上で津波等避難場所として、表示看板の設置及びホームページ等により、市民への周知を行うものとする。

(防災備蓄品の管理)

第8条 甲は、乙の管理する施設に保管する防災備蓄品について、善良な管理者の注意をもって管理し、必要に応じて点検及び補充を行うものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 7年 5月15日

甲 三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市長

乙 三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383-28

第四管区海上保安本部
鳥羽海上保安部長